

＝ 第 3 章 砂防・地すべり・急傾斜地 ＝



災害関連緊急砂防事業（広島市安佐北区）

1 砂防関係事業の概要と整備方針

広島県は、県土の約7割が山地であり、崩壊し易い風化花崗岩（マサ土）と流紋岩等から構成される地質が、南部を中心とした人口密集地域に広く分布し、長雨や集中豪雨を起因とする、がけ崩れや、土石流等の土砂災害の被害を何度も受けてきた。

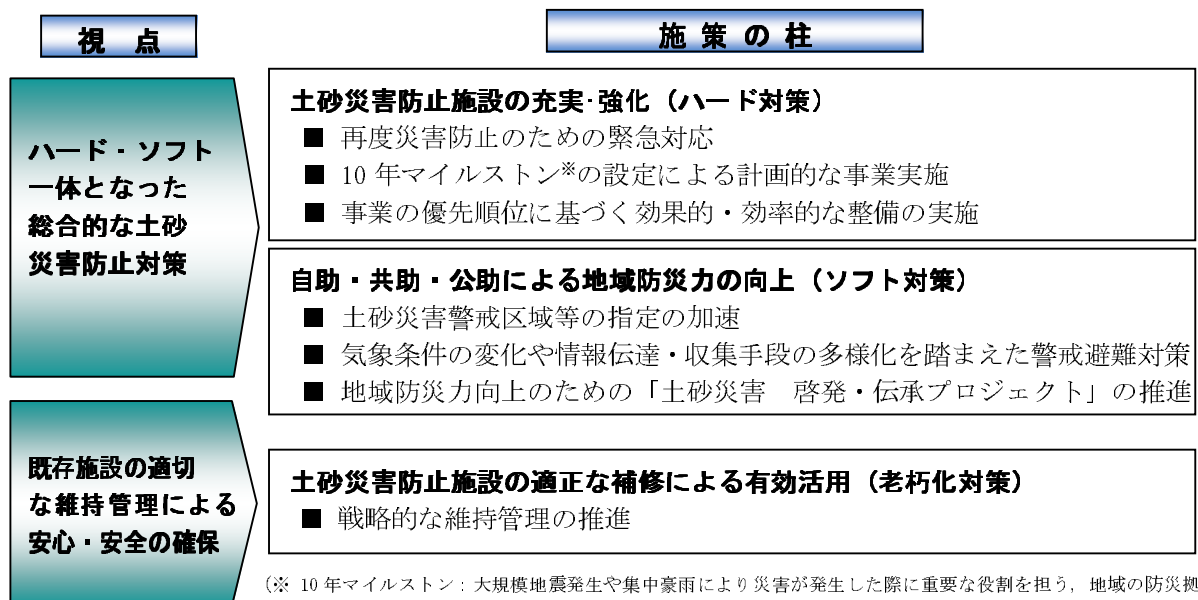
こうした背景から「ひろしま砂防アクションプラン」を策定する等、総合的な土砂災害対策の推進を行ってきたところである。

しかし、平成26年8月20日に発生した土砂災害を踏まえ、土砂災害発生箇所の復旧対応や住宅密集地の優先整備などの効果的・効率的なハード対策の推進や、土砂災害警戒区域等の指定の加速化、「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」と連携させた各種ソフト対策の強化・拡充を行う必要が生じた。

このため、こうした課題への対応を盛り込んだ「ひろしま砂防アクションプラン2016」を平成28年3月に策定し、ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害防止対策の推進を実施することとしている。

(1) 「ひろしま砂防アクションプラン2016」の概要

① 基本方針



② 計画期間

平成28年度～平成32年度（5年間）

(2) 事業の概要

① ハード対策

(ア) 砂防対策

重要水系の治水機能を維持するため、水源地域の保全を図る荒廃対策、県民の生命及び財産の安全を確保するための土石流対策を基本とし、明治30年に「砂防法」が施行された。

本県には、9,964の土石流危険渓流があり、このうち県の整備計画に基づき、平成27年度末までに1,910渓流を砂防指定地として指定し、効率的かつ重点的に堰堤及び護岸等の砂防設備を整備している。

(イ) 地すべり対策

土地の一部が地下水等に起因してすべり、人家・農耕地・道路・河川及び橋梁等に被害を与えている。この地すべり対策として昭和33年に「地すべり等防止法」が施行された。

本県には、80の地すべり危険箇所があり、このうち平成27年度末までに地すべり防止区域として指定済の28箇所に対し、集水ボーリング等の地すべり防止施設を整備している。

(ウ) 急傾斜地対策

一瞬にして人命及び財産を奪うがけ崩れ災害から国民の生命を保護するため、昭和44年に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が施行された。

本県には、21,943の急傾斜地崩壊危険箇所があり、このうち平成27年度末までに急傾斜地崩壊危険区域として指定済の2,086箇所に対し、法枠等の急傾斜地崩壊防止施設を整備している。

(エ) 雪崩対策

雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を対象とした制度として、雪崩対策事業が創設され、昭和60年度から実施されている。

本県には、336の雪崩危険箇所があり、4箇所が整備済みとなっている。

② ソフト対策

(ア) 土砂災害警戒区域等の指定の加速

土砂災害から国民の生命、身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規宅地開発の抑制等を目的とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(改正法:平成27年1月18日施行)」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を推進しており、平成27年度末までに14市3町において15,359箇所を指定している。平成26年の8.20土砂災害を踏まえ、平成27年度から基礎調査と区域指定の加速化を行っており、全県の基礎調査を平成30年度まで、区域指定を平成31年度までに完了させることを目標とし、全力で取り組んでいる。

(イ) 気象条件の変化や情報伝達・収集手段の多様化を踏まえた警戒避難対策

土砂災害への備えや警戒・避難に役立てるため、雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂災害危険箇所及び警戒区域等の情報を、インターネットやメール通知サービスにより提供している。さらに、平成26年12月からNHK広島放送局のデータ放送で土砂災害危険度情報の提供、平成28年4月からは、土砂災害危険度情報のPUSH型配信、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等と危険度情報との重ね合わせ表示機能の追加といった、利用者ニーズに即した警戒避難支援の機能拡充に取り組んでいる。

(ウ) 「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」の推進

平成26年の8.20土砂災害の教訓を踏まえ、再び同じ災害を繰り返さないためには、土砂災害に関する防災意識の醸成を図るとともに、災害の記憶を風化させず、被災の事実を後世に伝承していく必要がある。「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」では、土砂災害への防災意識を県民へ広く啓発することに加えて、被災事実を地域に確実に伝承していく取組を積極的に実施することで、地域防災力の向上を推進していく。

③ 直轄砂防事業

平成 13 年度から広島西部山系において、国（国土交通省）が事業を実施している。

(3) 区域の概況

平成 28 年 3 月 31 日 現在

区分 事務所 (支所)	砂 防 指 定 地				地すべり防止区域			急傾斜地崩壊危険区域			土砂災害警戒区域等							
	指 定 渓流数	指 定 面積 (ha)	指 定 延長 (km)	危 険 渓流数	指 定 箇所数	指 定 面積 (ha)	危 険 箇所数	指 定 箇所数	指 定 面積 (ha)	危 険 箇所数	土石流		急傾斜		地すべり		合計	
											警 戒 区域	特 別 警 戒 区域	警 戒 区域	特 別 警 戒 区域	警 戒 区域	特 別 警 戒 区域	警 戒 区域	特 別 警 戒 区域
西 部	534	3,724.2	653.5	3,262	2	20.1	9	574	339.6	5,027	908	761	1,931	1,826	0	0	2,839	2,587
呉 (支所)	275	847.6	221.0	798	0	0	0	752	486.8	2,086	851	719	1,406	1,259	0	0	2,256	1,978
廿日市 (支所)	155	785.8	191.7	575	1	52.1	6	136	89.6	1,021	388	320	502	489	2	0	892	809
安芸太田 (支所)	126	1,433.4	232.6	420	3	17.0	11	56	84.5	914	541	459	834	824	0	0	1,375	1,283
東広島 (支所)	195	1,716.1	260.5	916	1	10.0	1	185	186.6	2,865	948	697	1,153	1,108	0	0	2,101	1,805
東 部	139	3,183.0	187.3	1,227	8	126.3	15	133	103.5	3,068	560	335	1,291	1,236	7	0	1,858	1,571
三 原 (支所)	247	2,279.6	346.6	1,357	3	25.8	7	190	139.7	3,638	705	539	1,228	1,189	1	0	1,934	1,728
北 部	131	721.0	192.4	515	1	5.1	2	35	32.8	1,300	317	257	592	569	0	0	909	826
庄 原 (支所)	118	896.7	188.1	894	9	283.1	29	25	30.5	2,024	547	347	645	637	3	0	1,195	984
計	1,910	15,587.4	2,473.7	9,964	28	539.5	80	2,086	1,493.6	21,943	5,765	4,434	9,581	9,137	13	0	15,359	13,571

※ 渓流が複数の建設事務所（支所）管内にまたがる場合があるため、計は各建設事務所（支所）の合計に一致しない。

2 平成 28 年度事業の内容

(単位：千円)

事業名	事業種別	事業内容	予算額	
砂防事業	公 共	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)	土石流危険渓流のうち 81 渓流について、砂防設備の整備を行う。 ○災害関連対策 荒谷川（広島市、えん堤工） ○災害時要援護者関連施設対策 陰地川（庄原市、渓流保全工） ○既存施設を有効活用した砂防対策 大膳川（大竹市、えん堤改築工） 土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。	2,222,400
		特定緊急砂防事業	災害関連緊急事業と一体的な計画に基づき、5 渓流について砂防堰堤等の整備を行う。 根谷川支川 99（広島市、えん堤工）	556,500
		計		2,778,900
	単 独	通常砂防事業	荒廃の著しい渓流の小規模流路工事、他事業関連（西部丘陵都市関連、ほ場整備事業関連、工業団地関連）を重点に局所的な砂防設備の整備を行う。	401,000
		計		401,000
合 計			3,179,900	

事業名	事業種別	事業内容	予算額	
地すべり・急傾斜地崩壊対策事業	公 共	(地すべり対策) 地すべり危険箇所のうち3箇所について、防止施設の整備を行う。 ○防止対策 志井地区(広島市, 抑制工) 土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。	104,100	
		(急傾斜地崩壊対策) 急傾斜地崩壊危険箇所のうち102箇所について、防止施設の整備を行う。 ○公共関連 大井1728地区(東広島市, 擁壁工) ○一般 広白岳6丁目14地区(呉市, 擁壁工) 土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。	2,520,000	
	計	2,624,100		
	単 独	地すべり対策事業	小規模な排水工事, 擁壁工事等の緊急な整備を行う。	5,000
		急傾斜地崩壊対策事業	市町施行事業に対する工事費の補助	367,000
		計	372,000	
	合計	2,996,100		

3 砂防関係施設の維持管理

本県では、現在、砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、平成27年度末までに砂防指定地1,910溪流、地すべり防止区域28箇所及び急傾斜地崩壊危険区域2,086箇所を指定しているが、この各指定地内の管理にあたっては、標識・標柱を設置し、区域を明確にするとともに、不法に掘削又は盛土し、あるいは工作物を設置するなどの行為の取締り、パトロールの強化及び警戒避難体制の整備等を行っている。

また、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕についても、アセットマネジメントの点検結果に基づき、緊急度の高いものから計画的に実施していく。

なお、急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕のうち土砂の除去や標識の補修や更新等については、一部の市町に対し事務を移譲している。

平成28年度砂防等維持修繕関係予算

(単位：千円)

区分	種別	事業内容	予算額
砂防維持修繕費	維持補修	砂防設備の補強・補修, 除石	485,690
	公物管理等	標識・標柱設置, 公物管理(境界杭等)	
急傾斜維持修繕費	維持補修	施設の補修, 土砂の除去	302,000
	点検調査	施設の点検調査	
	公物管理等	標識・標柱設置	

第4章 海岸



港湾海岸保全施設整備事業 広島港海岸宇品地区（広島市）

1 海岸の概要

本県の海岸総延長は1,128kmで、このうち海岸法（昭和31年法律第101号）の規定に基づき577kmが海岸保全区域に指定されている。内訳は、国土交通省（水管理・国土保全局）所管区域56km、国土交通省（港湾局）所管港湾区域347km※、農林水産省（水産庁）所管漁港区域79km※及び農林水産省（農村振興局）所管区域が95km※である。

海岸の整備は、高潮・波浪又は地盤変動による災害から、県民の生命と財産を防護するため、未整備海岸及び老朽化の著しい護岸、堤防の整備を重点的に推進するとともに潤いのある海岸環境を創出するため、周辺の景観や自然資源との調和を図りながら海岸環境の整備を推進する。

また、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震等を踏まえ、従来考慮していなかった津波対策を盛り込むとともに、地震対策など減災対策を明記し、広島沿岸海岸保全基本計画を平成26年9月に変更した。（※ 重複区間を含む。）

(1) 海岸の管理区分

種別	管理者	指 定	広 島 県
国土交通省海岸（水管理・国土保全局）		海岸保全区域の指定は知事	土木建築局
〃（港湾局）			〃
農林水産省海岸（水産庁）			〃
〃（農村振興局）			農林水産局

(2) 海岸の現況

（単位：km）

所管省庁	海岸線延長	要保全延長	海岸保全区域指定済延長
総 数	1,128.401	729.926	577.067
国 土 交 通 省 （水管理・国土保全局）	376.365	125.563	56.237
〃 （ 港 湾 局 ）	501.949 (5.114)	408.571 (5.114)	346.700 (5.114)
農 林 水 産 省 （ 水 産 庁 ）	153.491 (580)	99.360 (580)	78.648 (580)
〃 （ 農 村 振 興 局 ）	96.596 (5.694)	96.432 (5.694)	95.482 (5.694)

（注）平成27年度（版）海岸統計基礎資料による。

（ ）は、港湾局、水産庁及び農村振興局の重複区間で内数である。

2 海岸の整備方針

平成27年度に策定した「ひろしま海岸整備プラン2016」に基づき、高潮、波浪及び津波等による災害から県民の生命と財産を防護し、県土の保全を図るため、海岸保全施設の整備を進める。

【ひろしま海岸整備プラン2016】

「ひろしま海岸整備プラン」は、本県の目指す将来像を示した「ひろしま未来チャレンジビジョン」及びこれを実現するための「社会資本未来プラン」「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」に基づき、計画的に海岸事業を推進するための実施計画である。

計画期間：平成28（2016）年度～平成32（2020）年度（5年間）

投資予定額：概ね130億円

3 平成28年度事業の内容

(単位：千円)

事業名		区分	予 算 額	説 明
公 共	国土 水 管 理 ・ 保 全 局	高 潮 対 策 事 業	141,000	大国蛭ヶ崎海岸(廿日市市)など2海岸の護岸工事等
		計	141,000	
	港 湾 局	港湾海岸保全施設事業	1,242,000	広島港(広島市)など12港の堤防, 護岸の改良, 補強工事等
		港湾海岸環境整備事業	31,000	広島港(広島市)の避難通路整備
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業	178,000	福山港(福山市)など3港の護岸の老朽化対策工事
		国直轄事業負担金(海岸事業)	299,000	広島港の護岸の改良工事等
		効果促進事業	10,000	津波災害警戒区域の指定
		計	1,760,000	
	水 産 庁	高 潮 対 策 事 業	99,750	横田漁港(福山市)の離岸堤等整備など2漁港の高潮対策工事等
		海 岸 堤 防 等 老 朽 化 対 策 事 業	121,065	地御前漁港(廿日市市)など2漁港の護岸の老朽化対策工事等
		効果促進事業	5,775	津波災害警戒区域の指定
		計	226,590	
	合	計	2,127,590	

4 海岸の維持管理

県内の海岸保全区域に指定されている577kmの海岸のうち、土木建築局が所掌する国土交通省(水管理・国土保全局, 港湾局)所管及び農林水産省(水産庁)所管の計482kmについて、護岸や防潮扉の計画的な修繕や管理・操作を行い、海岸保全施設の機能を維持する。

また、海岸保全区域はもとより、それ以外の公共の海岸である一般公共海岸区域についても、海岸の適正な利用の促進と、海岸環境の保全を図り、海岸の多様な機能が十分発揮されるよう管理する。

平成28年度海岸維持修繕実施計画

(単位：千円)

区 分	種 別	予 算 額
国土交通省(水管理・国土保全局) 海 岸 維 持 修 繕 費	海岸保全施設の機能維持	100,000
国土交通省(港湾局) 海 岸 維 持 修 繕 費	〃	934,464
農林水産省(水産庁) 海 岸 維 持 修 繕 費	〃	84,164

注：国土交通省(港湾局)海岸維持修繕費は、港湾維持修繕費を含めた額である。

注：農林水産省(水産庁)海岸維持修繕費は、漁港維持修繕費を含めた額である。

第5章 空 港



広島空港（三原市）

1 広島空港の概要

(1) 広島空港の現状

広島空港は、3,000mの滑走路、9つのスポットを有するエプロンや最新鋭の設備とともに、31,000㎡の旅客ターミナルビル、3,900㎡の貨物ターミナル施設などを備えた中国・四国地方最大の空港である。

航空路線としては、旅客数が全国で7番目の東京線をはじめとする、国内定期路線5路線と、東アジア地域7都市につながる国際定期路線5路線を有している。国際定期路線は、全国第8位である週31便のネットワークを誇り、上海、台北にデイリーでアクセスが可能である。

今後も広島空港は中国・四国地方の地域拠点空港として、広島県及び近隣地域の国際化と地域振興に大きく寄与するものと期待されており、引き続き利便性の向上や機能の一層の充実に努める。

広島空港の概要

設置管理者	国土交通大臣			
飛行場の種類	空港法第4条第1項第5号に掲げる空港			
供用開始日	平成5年10月29日(3,000m滑走路供用：平成13年1月25日)			
施設	告示年月日	平成12年12月28日(運輸省告示414号)		
	管理面積	1,948,484㎡		
	基本施設 (ターミナル拡張計画を含む。)	着陸帯	長さ	3,120m×幅 300m
		滑走路	長さ	3,000m×幅 60m
		誘導路	総延長	3,290m
エプロン		120,300㎡(サブターミナルを含む。)		
概要	航空灯火	進入灯,進入角指示灯,中心線灯,滑走路灯,誘導路灯,エプロン照明灯等		
	通信施設	遠隔空港対空通信施設,飛行場情報放送業務施設		
	航空保安無線施設	ILS(計器着陸装置),ASR(空港監視レーダー),SSR(二次監視レーダー),VOR/DME(超短波全方向無線標識装置/距離測定装置)		
	気象観測施設	滑走路視距離測定器,風向風速観測装置,雲高測定器等		
飛行場運用時間	14時間(利用時間：7時30分から21時30分まで)			

(2) 広島空港計器着陸施設高度化(CAT-IIIb)整備事業

広島空港は、季節により霧、雲に覆われることが多く、視程不良による欠航、ダイバート(目的外空港への着陸)、遅延等が発生しており、その改善が強く求められてきた。

このため、平成15年度に国土交通省の事業として計器着陸施設の高度化事業(CAT-IIIa)が新規採択され、平成16年度から本格的に工事着手し、平成20年6月に運用を開始した。また、平成21年6月からより高度なCAT-IIIbに移行し運用を開始した。

なお、平成27年4月の航空機事故により破損した高度計器着陸装置(CAT-IIIb)については平成27年9月に復旧し、同月以降、利用者数は事故以前の水準に概ね回復している。

(3) アクセスの充実

広島空港へのアクセスとして、広島（広島駅新幹線口・広島バスセンター・平和大通り [1日4往復]）、呉、三原、福山からリムジンバスが、JR白市駅から空港連絡バスが、竹原からは乗合タクシーが運行されている。

また、尾道から広島空港へのエアポートバスが、平成28年4月から社会実験として運行されるとともに、7月からは三次・空港間において、社会実験として空港連絡バスが運行される予定となっている。

なお、JR白市駅からの空港連絡バスは、平成25年度に実施した多頻度運行社会実験の結果を踏まえ、社会実験後においても利用頻度の高い時間帯を中心に増便（直行便）を一部継続している。

さらに、JR白市駅においては、利便性向上のため、バリアフリー化工事（跨線橋の架替、エレベーター設置等）を実施し、平成28年3月に工事が完了した。

(4) 航空路線の拡充

広島空港は、平成5年の開港以来、中国・四国地方の地域拠点空港として着実に成長している。

引き続き、東京線の輸送力増強や国内地方間路線の維持・拡充を働きかけるとともに、アジア・太平洋地域等への国際航空ネットワークの充実に向けた取組みを積極的に展開していく。

また、欧米・オセアニア方面については、東京（羽田）、成田、ソウル、上海、台北、香港など国際ハブ空港からのネットワークを利用した国際線乗り継ぎの利便性強化を図る。

(5) エアカーゴ対策の推進

広島空港は、中国地方の中央部に位置しており、山陽自動車道に直結するなど、貨物の流通拠点としてのポテンシャルを有している。

今後、新たな国際貨物拠点である羽田空港や那覇空港を活用した国際エアカーゴの拡大を視野に置いた既存路線の強化に取り組む。

(6) 空港の振興

官民一体となって空港の振興策を推進するため、平成6年3月に設立した広島県空港振興協議会（会長：広島県商工会議所連合会会頭、構成：県、市町、経済団体等）を中心に、就航路線の利用促進や路線誘致などの活動を展開する。

(7) 平成28年度事業の内容

（単位：千円）

区 分	予 算 額	事 業 内 容
直轄空港建設費等負担金	294,334	広島空港の施設更新
空港関連施設等管理費	9,721	周辺県有地の管理等
空港周辺対策事業	32,989	空港周辺の環境対策等
空港県営駐車場管理費	29,610	空港県営駐車場の管理
広島空港ネットワーク 充 実 事 業	37,000	官民一体による利用促進、新規路線の誘致活動等
新規国際定期路線誘致事業	14,336	路線立ち上がり支援
広島空港拠点性強化事業	8,582	LCC増便に向けた需要調査の実施等
空 港 振 興 事 業	16,600	
合 計	443,172	

参考 広島空港の定期航空路線の概要

(1) 国内線の現況

(平成28年3月31日現在)

地域	路線	航空会社	便数/日	使用機材	平成27年度旅客数	備考
北海道	札幌 (新千歳)	AIR DO (全日本空輸)	2	B737-700(144席)	151,183人	H27.10.25~ (S61.3.1~)
		日本航空		B737-800(165席)		H8.8.2~
東北	仙台	IBEXエアラインズ (全日本空輸)	2	CRJ700(70席)	69,856人	H4.10.25~
東京	成田	IBEXエアラインズ (全日本空輸)	1	CRJ700(70席)	231,682人	H15.8.1~
		春秋航空日本	2	B737-800(189席)		H26.8.1~
	東京 (羽田)	全日本空輸	17	B767-300(270席) B737-800(165席, 176席) B787-8(335席) A320(166席)	1,804,040人	S37.10.14~
		日本航空		H2.7.21~ (S63.7.23~)		
沖縄	那覇	全日本空輸	1	B767-300(270席)	124,723人	S61.4.26~
<定期便計>	5路線	5社	日25便		2,381,484人	
チャーター便					3,691人	
<国内線合計>					2,385,175人	

(2) 国際線の現況

(平成28年3月31日現在)

国・地域	路線	航空会社	便数/週	使用機材	平成27年度旅客数	備考
韓国	ソウル	アシアナ航空 (全日本空輸)	5	A321(177席, 171席)	43,421人	H3.6.21~
中国	大連・北京	中国国際航空 (全日本空輸)	5	B737-800(156席)	32,765人	H10.2.26~
	大連・天津	中国南方航空	運休中	A319(121席)	—	H15.4.1~ (H23.3.29~ 天津延伸) H24.10運休
	上海・成都	中国東方航空 (日本航空)	7	A319(120席)	58,797人	H8.2.6~ (H23.7.22~ 成都延伸)
台湾	台北	チャイナエアライン	9	B737-800(158席)	109,436人	H16.6.2~
香港	香港	香港ドラゴン航空 (キャセイパシフィック航空)	2	A320(158席)	31,380人	H27.8.16~
		香港エクスプレス	3	A320(180席, 174席)		H27.10.27~ H28.1.28~増便
ミクロネシア	グアム	ユナイテッド航空 (全日本空輸)	運休中	B737-700(124席) B737-800(155席)	—	H17.4.7~ H26.12運休
<定期便計>	5路線	6社	週31便		275,799人	
チャーター便					5,258人	
<国際線合計>					281,057人	

2 広島ヘリポートの概要

(1) 広島ヘリポートの管理・運営

平成22年10月30日の定期路線の撤退により、小型機専用飛行場として運営していた広島西飛行場を平成24年11月15日付で廃止、同日付けで広島ヘリポートとして供用開始し、ヘリコプター運航及び利用者の安全確保に必要なサービスを行っている。

なお、広島西飛行場の範囲でヘリポートを供用開始した後、段階的にヘリポート区域を縮小し、平成27年4月から最終形区域での供用を開始した。また、この最終形区域での供用開始に合わせて、指定管理者制度を導入し、「日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体」が指定管理者として管理運営を行っている。(平成27年4月1日から平成32年3月31日〔5年間〕)

広島ヘリポートの概要

設置管理者	広島県		
空港等の種類	陸上ヘリポート(公共用)		
供用開始日	平成24年11月15日		
施設概要	管理面積	112,939㎡	
	基本施設	着陸帯	長さ35m, 幅30m
		誘導路	長さ28m, 幅9m
		エプロン	20,574㎡, スポット14
航空灯火	飛行場灯台, 誘導路灯, 風向灯, 境界灯, 境界誘導路灯		
通信施設	対空通信施設一式		
気象観測施設	風向風速観測装置等		
運用時間	10時間30分(利用時間: 8時30分から19時00分まで)		

(2) 平成28年度の事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	事業内容
広島ヘリポート管理費	134,397	ヘリポートの管理・運営等
広島ヘリポート整備事業	120,400	ヘリポート維持管理補修工事等
計	254,797	